

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
蒲郡市	東部地区	令和3年3月23日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	128ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	88ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.13ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・農地の出し手はあるが受け手がおらず、また高齢化が進み後継者も少ないことから、農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
 ・ほ場が小さく、農作業が行いづらい。
 ・有害鳥獣の被害が多く、営農意欲の減退が危惧される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内の農地利用は中心経営体が担うほか、地域外の農業の担い手や新規就農者を受け入れることで対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。
 ・農地の大区画化や農道の整備を検討する。
 ・地域の協力のもと、鳥獣被害防止対策を図る。
 ・新規就農者や親元就農者の確保、育成を図る。